

# 東日本大震災復興緊急保証 (略称：震災緊急)

平成 23 年 5 月 23 日より、震災緊急保証の取り扱いを開始しました！

東日本大震災によって、直接被害を受けた中小企業者を始め、被災地との取引関係や風評被害による契約の大量キャンセルの発生等を通じて間接的に被害を受けていると認められる中小企業者についても広く対象とし、通常の事業資金枠とは別枠で、著しい被害を受けた中小企業者の経営安定に必要な資金を助成するために設けられた保証制度です。

東日本大震災復興緊急保証【概要】	
対 象 者	下記のいずれかに該当する方 特定被災区域内に事業所を有し、当該事業所等に損害を受けたことについて、市区町村長等の証明を受けた中小企業者 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、市区町村長等の証明を受けた中小企業者 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市区町村長等の証明を受けた方 特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であって、特定被災区域内の取引先事業者との取引が減少しているため、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市区町村長の認定を受けた中小企業者 特定被災区域外に事業所を有し、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市区町村長の認定を受けた中小企業者 ないし に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体
保証限度額	2億8千万円（組合 4億8千万円） 一般保証、セーフティネット資金保証とは、別枠。
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む。）
保証期間	10年以内（据置2年以内）
保証料率	0.80%
融資利率	金融機関所定
担保・保証人	（担保）必要に応じて徴求 （保証人）原則、法人代表者以外は不要
備 考	責任共有制度対象外
添 付 資 料	対象者 罹災証明書
	対象者 警戒区域等の区域に属する事業所の所在地が確認できる書類（納税証明書、商業登記簿謄本等）
	対象者 東日本大震災復興緊急保証に係る市区町村の認定書
取扱期間	平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 3 月 31 日まで

# 東日本大震災復興緊急保証の中小企業者認定要件について

## (1) 特定被災区域内の事業者

- (イ) 震災の発生後の最近 3 か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期に比して 10%以上減少していること。
- (ロ) 震災の発生後の最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 10%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 10%以上減少することが見込まれること。

## (2) 特定被災区域外の事業者

申請者が、特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施しており、次のいずれかに該当する方。

- (イ) 申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災の発生後の最近 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 10%以上減少していること。
- (ロ) 申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災の発生後の最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 10%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 10%以上減少することが見込まれること。

申請者が、東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛により、次のいずれかに該当する方。

- (イ) 震災の発生後の最近 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少していること。
- (ロ) 震災の発生後の最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少することが見込まれること。